

●香川県公安委員会告示第5号

街頭防犯カメラシステムの運用に関する規程を次のように定める。

平成27年4月21日

香川県公安委員会委員長 横 井 久 子

街頭防犯カメラシステムの運用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、香川県警察が運用する街頭防犯カメラシステムに関し必要な事項を定めることにより、その適正な運用を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 街頭防犯カメラシステム 街頭防犯カメラ及び当該街頭防犯カメラにより撮影した画像を表示し、検索し、又は複製するシステムをいう。
- (2) 街頭防犯カメラ 犯罪の予防及び被害の未然防止を図ることを目的として、公共空間を撮影し、及び記録する装置をいう。
- (3) データ 街頭防犯カメラにより撮影した画像を電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で記録媒体に記録したものをいう。

(基本原則)

第3条 香川県警察本部長（以下「警察本部長」という。）は、街頭防犯カメラシステムの運用に当たっては、個人のプライバシー及び権利を不当に侵害することのないよう留意しなければならない。

(責任者の指定)

第4条 警察本部長は、街頭防犯カメラシステムの適正な管理及び運用を図るため、責任者を指定するものとする。

(設置場所の明示)

第5条 警察本部長は、街頭防犯カメラが設置されている場所において、当該街頭防犯カメラが設置されていることが明らかになるよう必要な措置を講ずるものとする。

(データの活用)

第6条 警察本部長は、犯罪の捜査その他警察の職務遂行のため必要と認められる最小限度の範囲でデータを活用することができる。

(報告)

第7条 警察本部長は、前条の規定によるデータの活用状況を定期的に香川県公安委員会に報告するものとする。

(運用状況の公表)

第8条 警察本部長は、街頭防犯カメラシステムの運用状況を定期的に公表するものとする。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、街頭防犯カメラシステムの運用に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この規程は、平成27年4月21日から施行する。